

米国でもソフトウェアの開発者に有罪判決 P2P ファイル交換ソフト問題の行方

後編 判決のあいまいさとそれを超える技術

本誌9月号の前編でも解説したとおり、さる6月27日、アメリカ連邦最高裁判所がファイル交換ソフトを開発して無償で提供していた米グロックスター社とストリームキャスト社に対し、ユーザーによる著作権侵害に関連して法的責任を持つとの判決を下した。

この判決を受けて、関連するソフト会社の対応、そして法律家の間からもさまざまな動きが出てきている。後編ではそうした動きについてレポートする。

瀧口範子

フリージャーナリスト

論点となる「勧誘性」の あいまいさ

ファイル交換ソフトの開発会社である米グロックスター社とストリームキャスト社に対して、アメリカ連邦最高裁判所がユーザーによる著作権侵害に関連して法的責任を持つとの判決を下して約1か月。関係者の間では、この判定の具体的な影響と意味が検討され始めている。

著作権関係の弁護士で、ネットワーク社会の権利、表現の自由、プライバシーなどの問題に取り組んでいる財団エレクトロニック・フロンティア・ファウンデーション(EFF)のフレッド・フォン・ローマン氏は、今回の判決について「最高裁は懸案の質問に答えるのではなく、別の回答を投げてよこした」と言う。フォン・ローマン氏はグロックスター社と、ストリームキャスト社の裁判ではソフト開発会社側の弁護士としてかかわっている。

「ここで問われていたのは非常に明快で、重要な問題だった。つまり、第三者によって著作権侵害行為が行われた場

合、そのテクノロジーの開発者が責任を持つとされるのはどういったときなのかというのがそれだ。現行の著作権法の二次責任がどこまで及ぶのかを明らかにするというのがここで問われていた問題なのだが、最高裁はそれに対して勧誘性という、新しい著作権理論を出してきた」

この判決によって、テクノロジー業界は著作権に関しては見通しのきかない泥沼時代に突入したという見方は多い。

SF作家でEFFにもかかわるコーリー・ドクロー氏は、ポピュラー・サイエンス誌につぎのように寄せる。「勧誘性というのなら、アップルコンピュータ社の宣伝文句“ Rip, Mix, Burn(はぎ取って、ミックスして、CDに焼き付けよう)”というのは勧誘にならないのか？あるいは“大きな添付ファイルをアウトルックで送ろう”とか、“ソニー・エリクソンの携帯でMP3ミュージックを聞こう”というのはどうなのだ？どのテクノロジー企業の法務担当者も、どのガレージの新興企業も、どんなに注意をしても間違いを犯すだろう」

スタンフォード大学法学部教授で、著

作権法が不必要に広範囲にわたって適用されることに対して危惧を示してきたローレンス・レッシング氏は今回の判決によって法的な不透明性が増したと語っている。

「新しい競合的なテクノロジーに反対する人々の側に巨大な権力が付与された。たとえテクノロジーの開発者たちが法的に正しくふるまい、訴訟の対象になることを避け得ても、そうするために莫大な弁護士費用が必要になる。その金は本来ならテクノロジーのマーケティングや開発のために費やされるべきものなのに」

新しいテクノロジーと著作権に関する問題を明らかにするにはあと10年以上の年月が必要で、その10年間はテクノロジー開発にとっては凍結期間に等しいと、レッシングは付け加える。

全米家電協会(CEA)の技術政策担当副社長のマイケル・ベトリコーネ氏は「今回の判決はベータマックス判例で示された技術自体の合法性を護ったということでは歓迎するが、“意図”に重点を置きす

ざるために業界を心配させ、混乱した結果を招いている」と語る。「レコードや映画などのコンテンツ業界はすぐさま訴訟に持ち込むことを常としているために、ハード、ソフトにかかわらず、テクノロジー関連企業は消費者に対して技術の用途を説明する際に必要以上に注意深くならなければいけなくなった。テクノロジー業界は次に何が起こるのか様子見をしている状態」と同氏は説明し、結局は消費者が市場で選択していく技術やコンテンツが、今後の方向性を決定するはずだと付け加える。

異なる 「想定するビジネスモデル」

そうこうするうちに、P2P 関連のテクノロジー世界では早くもこの判決に対応した動きが見られる。人気の点ではマイナーだったが、よく知られたファイル交換ソフトである「ディレクトコネクト」を開発したネオ・モダス社は最高裁での判決の直後にサイトを閉じた模様だ。人気のあるファイル交換サイト「ライムワイヤー」の CEO であるマーク・ゴードン氏は「判決で下された標準を遵守するのは難しい。サイトを閉じる可能性もある」と述べて業界を驚かせた。現在のところ、法的な説明文を詳細にわたって掲載しつつ、運営を続けている。

判定の数日後に、さらに 800 人近い個人を著作権侵害行為で訴えた全米レコード協会 (RIAA) は、ライムワイヤーや他のファイル交換サイト「eドンキー」にレコード業界に協力して違法ファイルをフィルタリングする技術を統合し、和解に応じるように呼びかけている。

だが両者の溝は大きい。それはビジネスモデル、あるいは文化的なビジョンの差である。RIAA 側はファイル交換サイトにフィルターをつけて著作権侵害行為を監視し、デジタルライツマネジメント (DRM) が統合されたファイルの流通を優

先させたいと、少額課金方法によってレコード会社が利益を得るといった絵を描いている。

一方、ファイル交換サイト側はテクノロジーとソリューションをレコード会社あるいは関連組織にライセンス供与し、レコード会社側は P2P 技術によって安全な流通を行って、両者が利益を得るといった方法を推す。このアプローチの方が、著作権保有者にとって満足度が高いはずだとファイル交換ソフト開発関係者たちは主張する。

先述の CEA のペトリコネ氏も「コンテンツ業界にデジタル時代のビジネスモデルが確立されていないことが問題」と言う。「今回の問題は訴訟が解決するのではなく、インターネットでどうコンテンツを流通させるのかという新しいビジネスモデルによってしか解決されない」

実際、最高裁判決の 2 日後、ソニー社とベルテルスマン社の合併会社ソニー BMG 社は、ファイル交換ソフト会社であるマッシュボックス社と提携し、P2P 技術を利用した有料オンラインミュージックサービスに乗り出すことを発表した。マッシュボックスは、グロックスター社の元 CEO が率いる会社。さらに同社は、ナップスターの創設者であるショーン・ファニング氏の新しい会社であるスノーキャップ社が開発したファイルの著作権を見分けるデジタルフィンガープリント識別技術を導入する予定だ。アップルの iTunes オンラインストアと異なる点は利用者がアルバムの全曲を限定された回数だけ無料で視聴できることだという。

ファイル交換をモニターするビッグシャパン社の CEO であるエリック・ガーランド氏は、さらに先を行くモデルを提唱する。それは、ちょうどラジオの音楽を聴取者は無料で聞きながらアーティストら著作権所有者には使用料が入ってくるというモデルである。たとえば利用者は ISP 経由で定額料金を支払い、ISP がレコード会社に料金を支払う。「レコード業

界は著作権のある音楽の流通を管理しようと考えず、流通自体に課金すればいい」と同氏は言う。ファイル交換はすでに当たり前のこととして行われており、インターネットによって時代はもう後戻りできなくなっているというのが同氏の見方である。

早くも法の限界を 超える動きも

テクノロジーとレコード業界の歩み寄りの方法がいくつか見える中で、インターネット技術をあくまでも規制から自由な場として護りたいというハッカーたちは早くも法の制限を超える動きに出ている。さる 7 月末、初期の分散型ファイル交換ソフトであるフリーネットを開発したアイルランドのプログラマー、イアン・クラーク氏とスウェーデンの数学者オスカー・サンドバーグ氏は仮想的なプライベートネットワークの構造を利用して、ファイル交換を匿名で行えるダークネットの新しい方法を発表している。クラークたちはこのソフトが中国など言論の自由が抑圧されている国で使われることを想定しているが、音楽のファイル交換の新しい道具となることは避けられないだろう。

アメリカ司法の権限が及ばない海外に拠点を置く P2P サイトも数多くあり、いたちごっこはまだまだ続きそう。テクノロジーとコンテンツの合意点を見いだす作業は、まだ長いプロセスのスタートを切ったに過ぎない。

EFF の今回の裁判に対する見解
http://www.eff.org/IP/P2P/MGM_v_Grokster/

CEA の政策に対する見解
http://www.ce.org/public_policy/default.asp

RIAA の著作権侵害行為に対する注意事項、訴訟例
<http://www.riaa.com/default.asp>

マッシュボックス社
<http://www.mashboxx.com/>

ライムワイヤー社の P2P ソフトの使用についての記述
<http://www.limewire.com/english/content/ftc.shtml>



[インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

株式会社インプレスR&D

All-in-One INTERNET magazine 編集部

im-info@impress.co.jp